



FINANCIAL SERVICES AGENCY
GOVERNMENT OF JAPAN
3-2-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100-8967 Japan

Mr. Robert Ophèle

Chairman

the Autorité des Marchés Financiers
17, Place de la Bourse
75082 Paris cedex 02
France

Robert Ophèle 殿

日本国金融庁とフランス金融市場庁間の
金融セクターにおけるイノベーションのための協力枠組みに関する書簡交換

日本国金融庁（以下「金融庁」という。）は、互いの市場におけるイノベーションを促進することを目的として、フランス金融市場庁（以下「AMF」という。）と協力したいと考える。金融サービスにおけるイノベーションのグローバルな性質に鑑みると、互いの情報を共有できること、及び互いの市場に金融革新者が効率的に参入できるようにすることは、とりわけ重要である。

そのため、本書簡に記されているように、金融サービスにおけるイノベーションについてAMFとの協力を強化できることを大変喜ばしく思う。

本書簡は、金融庁の意図を表明するものであって、金融庁又はAMFに対し、何らかの法的拘束力ある義務を負わせるものではない。また、本書簡は、それぞれの国の法令に基づく金融庁又はAMFの権限に何ら影響を与えるものではない。

本書簡交換（以下「EoL」という。）は、金融庁とAMF間の既存のEoLに取って代わるものではない。EoLは、両当局と他の当局の間における既存の二当事者間あるいは複数当事者間の枠組みに沿って、それらを補完する形で運用される。

1. 定義

本協力枠組みにおいて、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、以下の文言は以下の意味を有するものとする。

「許可」とは、免許、登録、承認、許可等、企業をいずれかの当局の規制範囲下に置き、関連する当局の管轄において、金融サービスの提供や金融商品の発行に係るビジネスを営むことができる権限を与えることをいい、「許可された」についてもこれに対応する意味を有する。

「当局」とは、金融庁又はAMFをいう。両方あわせて「両当局」という。

「機密情報」とは、本書簡交換に基づいて当局が入手した非開示情報を意味する。

「金融革新者」とは、両当局のいずれかの市場において革新的な金融サービスを提供する若しくは提供する見込みのある企業を意味し、また、イノベーション支援機能を通じて当局から支援を受けている又は受ける資格のある企業を意味する。

「FinTech」とは、金融革新者によって使われる予定、あるいは使われることが意図されている革新的な金融技術をいう。

「イノベーション支援機能」とは、各当局に設置された、それぞれの市場における金融サービスのイノベーションの支援に特化した仕組みをいう。

「革新的金融サービス」とは、FinTechによって提供される金融サービスをいう。

「受入当局」とは、金融革新者の紹介の受入れや当該紹介に関連する情報を受ける当局をいう。

「紹介当局」とは、金融革新者を受入当局に紹介する当局をいう。

「規則等」とは、当局の管轄において適用されるあらゆる規制又は規制上の要請をいう。

2. 導入

2. 1. 両当局はそれぞれの市場において金融サービスの革新を促進し可能とすることの価値を共有する。そのために、両当局はイノベーション支援機能を備えた。両当局は、相互協力により、それぞれの市場における更なる革新を促進することができるようになる。

両当局によって提供されるイノベーション支援機能の背景

2. 2. 金融庁は、日本の当局として利用者保護を確保する一方、日本の金融市場の金融サービスにおけるさらなる利用者利便につながるイノベーションを促進する。金融庁は金融革新者の市場参入を妨げうる不必要な規制上の障壁を取り除くため措置を講ずる。以下を含む特定の支援を提供することで、金融革新者は、日本の金融市場に迅速にアクセスできるようになる。

2. 2. 1. 金融革新者の事業に関する、ワンストップの連絡先窓口として金融庁に設立された「FinTechサポートデスク」

2. 2. 2. FinTechサポートデスクは、金融イノベーションを促進するため、金融庁内の関係部局間と協力し、金融規制の適用といったFinTech関連事業に係る事項についての相談及び情報交換を通じて、金融革新者を支援する。

2. 2. 3. 2017年9月に設置された「FinTech実証実験ハブ」として知られるイノベーションハブは、利用者利便性と企業の生産性向上につながるような革新的計画を概念実証段階から支援することを目的としている。

2. 2. 4. FinTech実証実験ハブは、金融機関及び金融革新者が実現しようとするサービスに関する実証実験を行うための支援を実施する。

2. 2. 5. 2018年7月に設置された「FinTech Innovation Hub」は金融イノベーションの動向を捉え、金融行政に反映する。

2. 3. 2016年、AMFは、革新的な企業を歓迎し、許可に至る事前手続きにおいて規制プロセスを進めることを助け、助言することを目的とした、Fintech Innovation and Competitiveness (FIC) を設立した。FICはフィンテック及びより広範に金融サービスのデジタル化による影響を評価し、新しいビジネスモデルに付随する機会とリスクを分析する。最終的に、FICは規制の枠組みや監督実務を必要に応じて変更する提案をする。

イノベーション支援機能によって提供されるサポート

2. 4. 両当局のイノベーション支援機能によって金融革新者に提供されるサポートは次のものを含む。

2. 4. 1. 金融革新者のための専用の担当/窓口

2. 4. 2. 金融革新者が関連する法域の規制枠組みを理解し、当該規制がどのように適用されるかを理解するための支援
2. 4. 3. 以下の目的のための、許可に向けた事前手続き期間における支援
 2. 4. 3. 1. 許可手続きプロセス及び金融革新者が特定した規制対応上の課題を議論する
 2. 4. 3. 2. 関連当局の監督枠組みと金融革新者にとっての意味を金融革新者が理解することを確実にする
2. 4. 4. それぞれのマーケットにおける金融革新について見識のある当局者の配置を含めた許可プロセス期間における支援

3. 目的

3. 1. 本協力枠組みの目的は、それぞれの当局のイノベーション支援機能の間で協力、紹介を行うための枠組みを提供することにある。本協力枠組みは、両当局がそれぞれのイノベーション支援機能を通じて金融革新者について紹介する仕組みを設定する。また、本協力枠組みは、両当局がそれぞれのマーケットにおける金融技術革新に関する情報を共有し、使用する方法を規定する。

4. 原則

4. 1. 両当局は本協力枠組みに定める期間内で、最大限の可能な相互支援を互いに提供することを意図する。本協力枠組みは、それぞれの当局の国内法や規則に従って運用し、何ら日本又はフランスにおいて施行され又は適用されている法令や規制上の要請を修正するものでも取って代わるものでもない。本協力枠組みは、互いの協力姿勢を表明するものであり、したがって拘束力のある権利を生み出すものではなく、法的に拘束するものではない。

5. 支援の範囲

紹介制度

5. 1. 両当局は、互いに他方当局の管轄において活動することを望む金融革新者をそれぞれのイノベーション支援機能により紹介する。
5. 2. 紹介は、金融革新者が受入当局の法域において業務を行うことを目指していることを示す情報を含んでいるべきであり、次の要件を満たす、あるいは満たすであろう。
 5. 2. 1. 金融革新者は消費者や産業界に資する革新的な商品を提供すべきである。
 5. 2. 2. 金融革新者は十分な市場調査を行っていることを示すべきである。
 5. 2. 3. 金融革新者は真に支援を必要としているべきである。
5. 3. 紹介の後、受入当局はパラグラフ 2. 4 に従って金融革新者に対して支援を提供すべきである。
5. 4. 紹介当局は、申請手続き前に受入当局のイノベーション支援機能の支援を受ける金融革新者が許可要件を満たすことも満たさないこともありますること、及びイノベーション支援機能を通じた支援を提供する際に、受入当局は金融革新者が最終的にその管轄における許可要件を満たすかどうかについて意見を表明するものではないこと、を認識する。

情報共有

5. 5. 両当局は必要に応じてそれぞれのマーケットにおける金融サービスの革新について情報を共有する。共有する情報には次のものが含まれるが、この限りでない。
 5. 5. 1 新興市場の傾向と発展状況
 5. 5. 2 金融サービスにおける革新に付随する監督上の課題
 5. 5. 3 FinTechや革新的な金融サービスに係る関連する諸課題
5. 6. パラグラフ6. 2に従い、両当局は、パラグラフ5. 1に基づきイノベーション支援機能を通じて受入当局に紹介された金融革新者に係る更なる情報を共有するために協力する。
5. 7. 両当局は、パラグラフ5. 1に基づき紹介された金融革新者に対して、受入当局のイノベーション支援機能により提供された支援に変更があった場合、互いに知らせるべきである。

6. 機密保持及び許容される使用方法

6. 1. パラグラフ5. 5から5. 7に従って開示された情報及びパラグラフ5. 1から5. 4に基づく紹介に含まれる情報は機密情報として受領当局によって保持される。
6. 2. 開示に関し金融革新者から合意を得ている場合にのみ、金融革新者の参入に関する情報は、パラグラフ5. 1から5. 4における紹介に含まれ、受領当局に送付されるべきである。
6. 3. 受領当局は、紹介された金融革新者に対してイノベーション支援機能を通じて支援を提供し、受領当局の法域における法律や規制に合致していることを確保する目的のためだけに紹介された金融革新者の情報を使うべきである。
6. 4. 両当局は、他方の当局により共有された情報を、当該情報が開示された目的のためのみに、利用するべきである。いずれかの当局が、他方の当局から提供された機密情報を、第三者に開示することを意図する場合、またはその機密情報が提供された目的以外の目的で利用することを意図する場合、当該当局はその情報を提供した他方の当局から、事前の書面合意を得るべきである。
6. 5. 当局が法令に基づき、他方の当局から提供された情報の開示を求められた場合は、当該当局は、その要請に従う前に他方の当局に対して通知し、当該情報に關し利用可能なあらゆる法的例外又は特権を主張する。

7. 期間

7. 1. 本協力枠組みは、締結の日から発効し、いずれかの当局から他方の当局に対して少なくとも30日前に、書面により終了を通知することにより失効する。
7. 2. 本協力枠組みの失効は、二当局間の既存のEoLその他の枠組みに基づく義務に影響を与えるものではない。
7. 3. 本協力枠組みが失効した場合、本協力枠組みに基づき入手した情報については、パラグラフ6に定める方法により、引き続き取り扱われる。

8. 改訂

8. 1. 両当局は、必要に応じて本協力枠組みの運用を見直し、内容を更新する。両当局は、見直しについては、パラグラフ5. 1に基づき紹介当局から紹介された金融革新者に対し、受入当局のイノベーション支援機能が提供する支援や当局の支援基準に重大な変更がある場合に、見直しが行われうることを認識する。
8. 2. 本協力枠組みは、両当局の書面での合意により、修正することができる。

我々は、本書簡に沿って強化された協力が、金融庁とAMFとの間における相互に有益な関係につながるものと確信している。

敬具

金融庁長官

遠藤 俊英

署名_____

日付_____